

国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則

〔平成16年4月1日〕
規則第47号

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第47条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全衛生及び健康管理に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「部局」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第4章第1節から第3節及び第6章に規定する組織（学科、海外拠点及び教授会を除く。）及び国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成16年規則第4号。以下「事務組織規則」という。）第2条及び第3条に規定する組織並びに監査室をいう。

2 この規則において「部局長」とは、事務局にあっては事務局長、その他の部局にあってはその長をいう。

（学長及び部局長の責務）

第3条 学長は、関係法令及びこの規則の定めるところに従い、職員の安全衛生及び健康管理に関する事務を総括するものとする。

2 部局長は、それぞれ所属の職員の保健及び安全保持について、法令及びこの規則の定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、学長その他の関係者が関係法令及びこの規則に基づいて講ずる安全衛生の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第5条 本学に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第10条の規定により、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、湯島・駿河台地区においては学長、国府台地区においては教養部長とし、安全衛生管理の業務を総括する。

3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者又は安全管理者の指揮をするとともに、常に職員の安全保持に留意し、職場環境、施設、設備等の整備に努めるほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
 - (5) 安全衛生に関する方針の表明に関する事。
 - (6) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。
 - (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
 - (8) その他職員の労働災害を防止するために必要な事項に関する事。
- 4 総括安全衛生管理者が病気、事故その他の事由により職務を遂行できない場合は、学長が指名する副学長がその職務を代行する。

(衛生管理者)

第6条 湯島・駿河台地区に、安衛法第12条の規定により、衛生管理者を6名以上置く。

- 2 衛生管理者は、学長が指名する。
- 3 前項の指名及び指名の解除については、別記様式による文書をもって行うものとする。
- 4 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職員の衛生管理に関する業務の主任者として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 毎週1回以上の作業場等の巡視
 - (2) 健康に異常のある者の発見及び処置に関する事。
 - (3) 職場環境の衛生上の調査に関する事。
 - (4) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関する事。
 - (5) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関する事。
 - (6) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関する事。
 - (7) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関する事。
 - (8) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関する事。
 - (9) その他職員の衛生管理に関し必要な事項に関する事。

(化学物質管理者)

第6条の2 本学に、安衛則第12条の5規定により、化学物質管理者を置き、湯島・駿河台地区に環境安全管理室長、国府台地区に教養部長をもって充てる。但し、教養部長が化学物質管理者の選任要件を満たさない場合は、教養部長が指名した化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者を置くこととする。

- 2 化学物質管理者は、化学物質の管理に係る技術的事項を管理する業務の管理者として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 第57条及び第57条の2第1項の規定によるラベル・SDS(安全データシート:化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
 - (2) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
 - (3) 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
 - (4) 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
 - (5) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

(保護具着用管理責任者)

第6条の3 本学に、安衛則第12条の6規定により、保護具着用管理責任者を置き、

湯島・駿河台地区に環境安全管理室長、国府台地区に教養部長をもって充てる。但し、教養部長が保護具着用管理責任者の選任要件を満たさない場合は、教養部長が指名した保護具について一定の経験及び知識を有する者を置くこととする。

- 2 保護具着用管理は、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を行うものとする。

（安全管理者）

第7条 部局に安全管理者を置く。

- 2 安全管理者は、当該部局長が指名する。
- 3 前項の安全管理者は、当該部局の職員の健康に関する事務又は安全に関する事務を所掌する者で事務組織規則第11条から第14条に規定するものとする。
- 4 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職員の安全管理に関する業務の主任者として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
 - (3) 施設、設備等の点検及び整備に関すること。
 - (4) 職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - (5) その他職員の安全管理に必要な事項に関すること。

（安全管理担当者）

第8条 安全管理担当者は、安全管理者の業務を補助する者として、部局に置くことができる。

- 2 安全管理担当者は、当該部局長が指名する。
- 3 前項の安全管理担当者は、当該部局の職員の健康に関する事務又は安全に関する事務を所掌する者で事務組織規則第16条及び第17条に規定するものとする。

（安全衛生推進者）

第9条 国府台地区に、安衛法第12条の2の規定により、安全衛生推進者を1名置く。

- 2 安全衛生推進者は、学長が指名する。
- 3 前項の指名及び指名の解除については、第6条第3項の規定を準用する。
- 4 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職員の安全衛生管理に関する業務の主任者として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (2) 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
 - (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 安全衛生教育に関すること。
 - (5) 異常な事態における応急措置に関すること。
 - (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。
 - (8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

（野外実験等の場合の体制）

第10条 学長は、部局において、野外における実験等の業務（以下「野外実験等」という。）を行う場合には、その業務に従事する職員のうちから、当該部局長の申出に基づ

き、特に衛生管理又は安全管理の責任者を指名し、当該業務に関する衛生管理者又は安全管理者の事務を分担させなければならない。

- 2 部局が他の大学等と共同して実施する野外実験等（以下「共同野外実験等」という。）を行う場合には、部局長はあらかじめ他の大学等と協議を行い、当該共同野外実験等に係る衛生管理又は安全管理の総括の責任者の設置その他共同野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止を一体的に行うための措置を講ずるものとする。
- 3 前項の共同野外実験等を行う場合には、部局長は、その業務を実施する前に当該共同野外実験等の概要を別記様式第2号により学長に報告しなければならない。
- 4 第1項の指名及び第2項の設置については、第6条第3項の規定を準用する。

（産業医）

第11条 本学に、安衛法第13条の規定により、産業医を置く。

- 2 産業医は、学長が指名する。
- 3 前項の指名及び指名の解除については、第6条第3項の規定を準用する。
- 4 学長は、産業医の指名を解除したときは遅滞なくその旨及びその理由を第16条に定める委員会（この条において「委員会」という。）に報告しなければならない。
- 5 産業医は、職員の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- 6 学長は、産業医に対し、安衛法第13条の規定により職員の労働時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない。
- 7 産業医は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) 毎月1回以上の作業場等の巡視
 - (2) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (3) 職場環境の維持管理に関すること。
 - (4) 作業の管理に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
 - (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康保持増進を図るための措置に関すること。
 - (7) 衛生教育に関すること。
 - (8) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 8 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対し勧告を行い、衛生管理者に対し必要な指導助言を行うことができるものとする。この場合において、総括安全衛生管理者は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 9 前項の勧告を受けたときは、安衛法第13条の規定により委員会に報告しなければならない。
- 10 学長は、産業医に対し、第7項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えるものとする。
- 11 前項の権限には、第7項各号に掲げる事項に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。
 - (1) 学長又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
 - (2) 実施に必要な情報を職員から収集すること。
 - (3) 職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において職員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 12 産業医は、委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求める

ことができる。

（作業主任者）

第12条 学長は、安衛法第14条の規定により、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の危険又は有害な作業について、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第6条に定める作業に係る作業場ごとに、一定の免許を受けた職員又は一定の技能講習を修了した職員のうちから、部局長の推薦に基づき作業主任者を指名する。

2 前項の指名及び指名の解除については、第6条第3項の規定を準用する。

3 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮等を担当する。

4 部局長は、作業主任者を置く必要のある業務及び作業場に変更があった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

5 学長は、作業主任者を選任したときはその氏名及び職務を作業場の見やすい場所に掲示することにより職員に周知しなければならない。

（危害防止主任者）

第13条 学長は、本学に、別表第2に掲げる業務（これに準ずる業務で学長が特に必要と認めるものを含む。）について、当該業務に係る作業場ごとに、部局長の推薦に基づき危害防止主任者を指名する。ただし、前条の規定により作業主任者が選任された場合はこの限りでない。

2 前項の指名及び指名の解除については、第6条第3項の規定を準用する。

3 危害防止主任者は、上司の指揮を受け、当該作業場の危害防止に関する事務を行うものとする。

4 部局長は、危害防止主任者を置く必要のある業務及び作業場に変更があった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

（火元責任者）

第14条 火元責任者は、国立大学法人東京医科歯科大学防災管理規則（平成16年規則第174号）第12条第3項の規定により、火元責任者と定められた者をもって充てる。

2 火元責任者は、火災の防止に努めなければならない。

（安全衛生教育）

第15条 学長は、安衛法第59条の規定により、職員を採用した場合、若しくは職員の従事する業務の内容を変更した場合等は、当該職員に対し、安全又は衛生のための教育をしなければならない。

（安全衛生委員会）

第16条 本学に、安衛法第19条の規定により安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

第3章 健康管理基準

（勤務環境等について講ずべき措置）

第17条 学長は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」と

いう。)等の規定に定めるところにより、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(有害な業務に係る措置)

第18条 学長は、安衛法第66条第2項及び第3項の規定により、一定の有害な業務(以下「特定有害業務」という。)の行われる場所及び特定有害業務に従事する職員については、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、特定有害業務以外の業務で職員の健康障害を生ずるおそれのあるものの有無について随時調査し、職員の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、特定有害業務に準ずる適切な措置をとるものとする。

(化学物質などによる危険性または有害性等の調査)

第18条の2 学長は、安衛法第57条の3の規定により、同条第1項に規定する物による危険性又は有害性等を安衛則の定めるところにより、調査(以下この条において「リスクアセスメント」という。)しなければならない。

2 学長は、前項の調査の結果に基づいて、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 リスクアセスメントに係る必要な事項は委員会及び東京医科歯科大学環境安全管理委員会が定める。

(ばく露の程度の低減等)

第18条の3 学長は、安衛則第577条の2の規定により、リスクアセスメントの結果等に基づき、職員の健康障害を防止するため、リスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にしなければならない。

(皮膚障害等防止用の保護具)

第18条の4 学長は、安衛則第594条の規定により、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する職員に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

(作業環境測定)

第19条 学長は、安衛法第65条の規定により、以下に掲げる作業場については、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定の実施及びその結果について記録を作成しておかななければならない。

- (1) 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場
- (2) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されているもの
- (3) 放射線業務を行う管理区域
- (4) 放射性物質を取り扱う作業室
- (5) 特定化学物質(第1類又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場等
- (6) 第1種又は第2種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場

(有害物質の使用等の制限)

第20条 学長は、安衛法第55条の規定により、職員に重度の健康障害を生ずる一定の物質については、試験研究を目的とする場合であらかじめ都道府県労働局長の許可を受けたときを除き、製造し、輸入し、又は使用させてはならない。

2 学長は、安衛法第56条の規定により、職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある一定の物質を製造する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を得なければならない。

（継続作業の制限等）

第21条 学長は、安衛法第65条の3及び第65条の4の規定により、高圧室内の作業、せん孔、タイプ等の打鍵作業及び身体に振動を与える機械器具を使用する作業等に従事する職員については、健康障害を防止するため、継続作業の制限等の措置を講じなければならない。

（中高年齢職員等に対する配慮）

第22条 学長は、中高年齢職員その他健康障害の防止上、特に配慮を必要とする職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するよう努めなければならない。

（健康診断の受診義務）

第23条 職員は、次条から第29条までの規定による健康診断を受けなければならない。

（雇入時等の健康診断）

第24条 学長は、安衛則第43条及び第47条の規定により、職員を雇入れた場合には、健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

2 学長は、安衛則第45条及び第47条の規定により、職員を新たに一定の有害業務等に従事させる場合には、健康診断を行わなければならない。

（定期の健康診断）

第25条 学長は、定期に職員の健康診断を行わなければならない。

2 前項の健康診断（以下「定期健康診断」という。）は、安衛則第44条の規定により全職員に対して行う一般定期健康診断と、安衛則第45条の規定により一定の業務（別表第3に掲げる業務を含む。）に現に従事し、又は従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断とする。

3 定期健康診断の項目のうち安衛則第44条第1項第3号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

4 健康診断は、前条、次条又は安衛法第66条第2項前段の規定により行う第28条の健康診断を受けた者（前条第1項ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から、一般定期健康診断においては1年に限り、特別定期健康診断については6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

5 一般定期健康診断の項目のうち、安衛則第44条第1項第3号に掲げる項目（聴力の検査に限る。）は、45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、医師が適当と認める聴力（1000ヘルツ又は4000ヘルツの音に係る聴力を除く。）の

検査をもって代えることができる。

- 6 特別定期健康診断は、前回の健康診断において安衛則第44条第1項第6号から第9号まで及び第11号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。
- 7 特別定期健康診断の項目のうち安衛則第44条第1項第3号に掲げる項目（聴力の検査に限る。）は、前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、医師が適当と認める聴力（1000ヘルツ又は4000ヘルツの音に係る聴力を除く。）の検査をもって代えることができる。
- 8 学長は、職員が定期健康診断の実施時期に近接した時期に他の健診を受けた場合において、当該健康診断の検査の項目について当該健診の検査の結果を利用することができるものと認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

（海外派遣職員の健康診断）

- 第26条 学長は、安衛則45条の2第1項の規定により、職員を本邦外の地域に6月以上派遣しようとするときは、健康診断を行わなければならない。ただし、前2条及び安衛法第66条第2項前段の規定により行う第28条の健康診断を受けた者（第24条第1項ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。
- 2 学長は、安衛則45条の2第2項の規定により、本邦外の地域に6月以上派遣した職員を本邦の地域内における業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除く。）は、健康診断を行わなければならない。
- 3 前2項の健康診断の項目のうち、安衛則44条第1項第3号及び第4号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

（結核健康診断）

- 第27条 学長は、第24条第1項又は前2条の健康診断（第24条第2項及び第25条第2項の特別定期健康診断の必要な職員以外の者に係る健康診断にあつては、その者が満19歳に達する日の属する年度以降の年度に行ったものに限る。）の際結核の発病のおそれがあると診断された職員に対し、その後おおむね6月後に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、第2号に掲げる項目については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
 - (1) エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査
 - (2) 聴診、打診その他必要な検査

（特殊健康診断）

- 第28条 学長は、次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。
 - (1) じん肺法（昭和35年法律第30号）第7条から第9条の2までの規定によるじん肺健康診断
 - (2) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条の規定による電離放射線健康診断
 - (3) 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。）第39条の規定による特定化学物質健康診断

(4) 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第29条の規定による有機溶剤健康診断

(5) 安衛則48条の規定による歯科医師による健康診断

（臨時の健康診断）

第29条 学長は、必要と認める場合には、臨時に職員の健康診断を行うものとする。

（リスクアセスメント結果に基づく健康診断）

第29条の2 学長は、安衛則577条の2第2項及び第3項の規定により、リスクアセスメントの結果に基づき、関係職員の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

（健康診断の施設）

第30条 健康診断は、職員健康管理室（教養部にあっては職員健康管理室分室。以下この項において同じ。）において行う。ただし、職員健康管理室において実施が困難なものについては、他の施設に依頼して行う。

（指導区分及び就業区分の決定等）

第31条 学長は、健康診断の結果に基づき、健康に異常又は異常を生ずるおそれがある職員については、医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第4の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分及び同表下段の就業区分欄に掲げる区分に応じて就業上の措置内容の決定を受けるものとする。

2 学長は、前項の職員の診療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合には、所要の資料を産業医に提示し、当該職員の指導区分の変更を受けるものとする。

（事後措置及び就業上の措置）

第32条 学長は、前条の指導区分に基づき、健康に異常又は異常を生ずるおそれがある職員について必要と認められる事後措置として就業区分に応じた就業上の措置内容を当該職員の所属する部局長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局長は、事後措置を適切に行い、その結果を学長に報告しなければならない。

（脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導）

第33条 学長は、健康診断において、脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって学長が定めるものを受けた職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると判断された場合には、学長が定めるところにより、当該職員（第31条第1項の規定により、産業医から脳血管疾患又は心臓疾患の発生に関し別表第4に規定する医療の面1又は2の指導区分の決定を受けた職員を除く。）に対し、医師又は保健師の面接による保健指導を行うものとする。

（面接指導等）

第33条の2 学長は、安衛法第66条の8第1項の規定に該当する職員（次条第1項に規定する者及び第33条の4第1項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）

に対し、安衛則で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 職員は、前項の規定により行う面接指導を受けなければならない。ただし、面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導を受け、その結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。
- 3 学長は、第1項及び前項ただし書きの規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- 4 学長は、第1項及び第2項ただし書きの規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、安衛則の定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 5 学長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 6 面接指導に係る必要な事項は委員会が定める。

第33条の3 学長は、安衛法第66条の8の2の規定に該当する職員に対し、安衛則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第5項中「作業の転換」とあるのは「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第39条の規定による有給休暇を除く。）の付与と読み替えるものとする。

第33条の4 学長は、安衛法第66条の8の4の規定に該当する職員に対し、安衛則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

- 2 第33条の2第2項から第6項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第5項中「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等」とあるのは「職務内容の変更、有給休暇（労働基準法第39条の規定による有給休暇を除く。）の付与、健康管理時間（安衛法第66条の8の4第1項に規定する健康管理時間をいう。）が短縮されるための配慮等と読み替えるものとする。

（健康診断の結果の通知）

第34条 学長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康管理の記録）

第35条 学長は、安衛法66条の3の規定により、健康診断の結果についての記録（以下「健康診断個人票」という。）を作成し、これを職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

- 2 学長は、職員が退職した場合は、健康診断個人票を次の各号に掲げる期間保管しなければならない。

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) じん肺健康診断に係る健康診断個人票（エックス線写真を含む。） | 7年間 |
| (2) 特定化学物質健康診断のうち特別管理物質に係る健康診断個人票 | 30年間 |
| (3) 電離放射線健康診断に係る健康診断個人票 | 30年間 |
| (4) 前3号に掲げるもの以外の健康診断個人票 | 5年間 |

3 学長は、必要に応じ、職員の健康管理に関する統計を作成整備しなければならない。

（ストレスチェック）

第35条の2 学長は、安衛法第66条の10第1項の規定により、職員に対し、安衛則で定めるところにより、医師、保健師その他安衛則で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

2 学長は、ストレスチェックを受けた職員に対し、安衛則で定めるところにより、当該ストレスチェックを行った医師等から当該ストレスチェックの結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該ストレスチェックを受けた職員の同意を得ないで、当該職員のストレスチェックの結果を学長に提供してはならない。

3 学長は、前項の規定による通知を受けた職員であって、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して安衛則で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした職員に対し、安衛則で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、学長は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 学長は、安衛則で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。

5 学長は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、安衛則で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。

6 学長は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

7 ストレスチェックの実施体制・実施方法、不利益な取扱いの防止等の実施に係る必要な事項は委員会が定める。

（健康管理手帳）

第36条 部局長は、安衛令23条に掲げる業務に従事する職員が離職することとなった場合には、当該職員に健康管理手帳がすでに交付されている場合を除き、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づき、安衛法67条に定める手続きを経て、健康管理手帳を当該職員に交付するものとする。

（就業禁止）

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する職員については、安衛法第68条の規定等により、その就業を禁止しなければならない。

(1) 安衛則その他の法令等に定める者

(2) その他就業不適当と認めた者

2 前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

- 3 第1項の規定による就業の禁止は、別記様式第3号による文書を、当該職員の属する部局等の長に交付して行う。ただし、当該職員からの届出に基づいて就業の禁止を行う場合は、この限りでない。

第37条の2 学長は、安衛法又は同法に基づく命令又は本規則の規定による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

- 2 職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な事項は、委員会が別に定める。

第4章 安全管理基準

(危険を防止するための措置)

第38条 学長は、安衛法第20条及び第21条の規定により、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険

- 2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第39条 学長は、安衛法第25条の規定により、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避その他当該緊急事態に対し適切な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、退避設備等の整備、職員の退避訓練等の措置を講じなければならない。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第40条 学長は、安衛法第61条の規定により、一定の業務に従事するに必要な免許、資格等を有する職員でなければ、当該業務に従事させてはならない。

- 2 学長は、前項の業務以外の業務で危害のおそれの多いものについては、業務の種類に応じて危害防止のための次の各号に掲げる事項についての特別の教育を行った後でなければ、職員を当該業務に従事させてはならない。ただし、当該教育を行うべき事項について十分な知識及び技能を有していると認められる職員の場合にあっては、この限りでない。

- (1) 設備等の構造、機能等又は取り扱う物質の性状に関すること。
- (2) 作業方法又は設備等の取り扱いに関すること。
- (3) 危害防止についての規定に関すること。
- (4) 業務の遂行に必要な技能を修得させるための実技

（設備等の使用等の制限）

第41条 学長は、安衛法40条第1項の規定により、一定の設備等については、所定の条件を満たすものでなければ設置し、又は職員に使用させてはならない。

2 学長は、安衛法第40条第2項の規定により、一定の設備等については、所定の条件を満たすものでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。

（設備等の検査）

第42条 学長は、安衛法第38条の規定により、一定の設備等については、厚生労働省令で定める製造検査その他必要な検査を行わなければならない。

2 学長は、前項の検査を行ったときは、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

（設備等の届出）

第43条 学長は、安衛法第88条の規定により、一定の設備等を設置し、若しくは移動し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

（災害等の報告）

第44条 部局長（第10条第2項の共同野外実験等の場合にあつては、あらかじめ協議して定めた部局長）は、職員の勤務する場所において次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、その都度、その発生の場所、日時、被害の程度等を速やかに学長に報告しなければならない。

(1) 職員が死亡することとなった災害

(2) 職員が同一原因で3人以上負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかることとなった災害

(3) 職員が1日以上休業することとなった災害

(4) 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの

2 部局長は、電離則第42条に該当する場合には、直ちに学長に報告しなければならない。

第5章 女性職員及び年少職員の健康安全及び福祉基準

（危険有害業務の就業制限）

第45条 学長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）を別表第5第1号及び第2号イに掲げる妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。産後1年を経過しない女性職員が同表第2号ロに掲げる業務に従事しない旨を申し出た場合も同様とする。

2 学長は、妊産婦である女性職員以外の女性職員を別表第5第3号に掲げる女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務に就かせてはならない。

3 学長は、18歳未満の職員（以下「年少職員」という。）を年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第7条及び第8条に掲げる危険有害業務に就かせてはならない。

（生理日の就業が困難な場合の休暇）

第46条 学長は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第6

8条の規定により、生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

（軽易業務への転換等）

第47条 学長は、労基法第65条第3項の規定により、妊産婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2 学長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

（産前休暇）

第48条 学長は、労基法第65条第1項の規定により、6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が請求した場合には、その者を勤務させてはならない。

（産後休暇）

第49条 学長は、労基法第65条第2項の規定により、産後8週間を経過しない女性職員を勤務させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

（勤務制限等）

第50条 学長は、労基法第61条第1項の規定により、年少職員（交代制により勤務する16歳以上の男性職員を除く。）に深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までににおける勤務をいう。以下同じ。）をさせてはならない。ただし、所定労働時間（国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第43号）、国立大学法人東京医科歯科大学日々雇用職員の就業に関する規則（平成16年規則第51号）及び国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成16年規則第52号）の規定による所定労働時間をいう。以下同じ。）における勤務で、次の各号に掲げる勤務については、この限りでない。

- (1) 動物の飼育、植物の栽培及び採取等の業務に係る勤務
- (2) 治療、看護等の業務に係る勤務
- (3) 電話交換の業務に係る勤務
- (4) 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務

2 学長は、労基法第66条第1項の規定により、妊産婦である女性職員が請求した場合には、深夜勤務又は所定労働時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第51条 学長は、労基法第60条第1項の規定により、年少職員に所定労働時間以外の時間における勤務（宿日直勤務を除く。）をさせてはならない。ただし、前条第1項第4号に掲げる業務については、この限りでない。

（職務専念義務の免除）

第52条 学長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第22条の規定により、妊産婦である女性職員が請求した場合には、保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを承認しなければならない。

2 学長は、妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、それぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

第53条 学長は、労基法第67条の規定により、生後1年に達しない子を育てる女性職員が請求した場合は、所定労働時間においてその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間中は、その者を勤務させてはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第81号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月14日規則第2号）

この規則は、平成19年2月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月20日規則第7号）

この規則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則第2条学生センターについては、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規則第98号）

この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月9日規則第25号）

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年11月13日規則第128号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年1月22日規則第8号）

この規則は、平成27年1月22日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年7月31日規則第163号）

この規則は、平成２７年７月３１日から施行し、平成２７年６月１９日から適用する。
ただし、安衛法第６６条の１０の施行期日前にあっては、同法同条が施行しているものとみなして適用する。

附 則（平成２７年８月１４日規則第１７９号）

この規則は、平成２７年８月１４日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附 則（平成２８年６月２４日規則第１０９号）

１ この規則は、平成２８年６月２４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

ただし第１８条の２の規定については平成２８年６月１日から適用する。

２ この規則の改正日において、改正前の規則第７条第２項及び第３項又は第８条第２項及び第３項により行われている指名については、それぞれ改正前の規則第７条第３項又は第８条第３項による指名の解除が改正日に行われたものとみなす。

附 則（平成２９年７月２５日規則第１０６号）

この規則は、平成２９年７月２５日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３１年２月２８日規則第１８号）

この規則は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月７日規則第２８号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式(第6条－第13条関係)

通 知 書

(氏名)	(職名)
(通知内容)	
(通知年月日)	
年 月 日	
国立大学法人東京医科歯科大学長	

記入要領

- 1 衛生管理者・安全衛生推進者を指名又は指名の解除をする場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(事業場)の 衛生管理者 に指名する
安全衛生推進者 の指名を解除する

- 2 安全管理者・安全管理担当者を指名又は指名の解除をする場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(部局)の 安全管理者 に指名する
安全管理担当者 の指名を解除する

- 3 産業医を指名又は指名の解除をする場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(事業場)の産業医 に指名する
の指名を解除する

- 4 作業主任者・危害防止主任者を指名又は指名の解除をする場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(作業場)の 危害防止主任者 に指名する
作業主任者 の指名を解除する

- 5 野外実験等に係る衛生管理又は安全管理の責任者を指名する場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(部局等)が行う(実験名)の 衛生管理 の責任者に指名する
安全管理

- 6 部局が他の大学等と共同して実施する野外実験等にかかる衛生管理又は安全管理の総括の責任者を指名する場合の通知内容欄は次の例による。

(通知内容)

(部局等)と(他の大学など)とが共同して行う(実験名)の
衛生管理 の総括の責任者に指名する
安全管理

別記様式第2号(第10条関係)

共同野外実験等実施計画書

部 局 名							
共同実施機関名							
健康・安全管理の総括の責任者				事 務 の 補 助 者			
氏 名				氏 名			
部局名				部局名			
職 名				職 名			
実 験 内 容	実施場所						
	実施期間						
	従事者数	合 計	名	他機関	名	部 局	名
	(概略)						
危 険 の 区 分							
危 険 防 止 の 措 置							

年 月 日

就業禁止通知書

殿

国立大学法人東京医科歯科大学長

○ ○ ○ ○ 印

国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則第37条第1項の規定により、下記のとおり就業禁止とすることをお知らせします。

なお、各該当者に速やかに通知願います。

記

1. 業務に就くことを禁止する事由

2. 業務に就くことを禁止する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 該当者